

審 尋 調 書 (第 2) (和 解)

事件の表示 令和元年(ヨ)第66号
期 日 令和2年2月14日午前10時00分
場 所 神戸地方裁判所姫路支部審尋室
裁 判 官 山 崎 文 寛
裁判所書記官 藤 本 尚 子
出頭した当事者等

債権者 沖浦克治
債務者代理人 吉村耕介

審 尋 の 要 領

当事者間に次のとおり和解成立

第 1 当事者の表示

長野県北安曇郡白馬村神代22200-42

債 権 者 沖浦克治

兵庫県赤穂市加里屋98番地16

債 務 者 公益社団法人日本パワーリフティング協会

上記代表者代表理事 古城資久

上記代理人弁護士 吉村耕介

第 2 申立ての表示

申立ての趣旨及び理由は、仮処分命令申立書及び訂正申立書のとおりであるから、これらを引用する。

第 3 和解条項

1 債務者は、令和元年11月24日の社員総会で、債権者に対し



てなした正会員資格の4年間停止の決議の効力を，本案判決確定に至るまで，仮に停止する。

2 申立費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 藤 本 尚 子

これは正本である。

令和2年2月18日

神戸地方裁判所姫路支部

裁判所書記官 藤本尚子